

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

附 則

この規則は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。